

消費者庁長官談話

－ G20 消費者政策国際会合について－

令和元年 9 月 6 日

1. G20 消費者政策国際会合は 9 月 5 日から 2 日にわたって開催され、日本も含めて 38 か国・機関が参加し、デジタル化の急速な進展に伴う新たな消費者問題への対処や SDGs（持続可能な開発目標）の推進など、各国に共通する政策課題について活発な議論が交わされました。
2. 新しい技術や新しいビジネスモデルの出現によって消費者が新たな課題に直面している中、各国の消費者政策の担当者と現状について情報を共有し、今後の政策対応の必要性について議論できたことは意味があったと思っております。
3. 今後もデジタル化やグローバル化がますます進むことが見込まれる中、政府内における連携を更に強化していくとともに、情報共有や執行協力など消費者当局間の国際的な連携についても議論を継続していくことが必要であるという思いを強くしました。なお、日

本では国民生活センター越境消費者センター（CCJ）を開設しておりますが、本会合を契機として引き続き提携先の拡大に努め、国境を越えた消費者トラブルの解決に寄与してまいります。

4. デジタル時代において誰もが脆弱^{ぜい}な消費者になる可能性がありますが、我が国では高齢化がますます進行する中、消費者教育を含むエンパワーメントなど脆弱^{ぜい}な消費者への対応が一層必要となっております。本会合で報告された各国の経験も参考にしながら、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け取り組んでまいります。

5. 来年度から徳島県に新たに消費者庁 新未来創造戦略本部を設置することとしておりますが、今後は本会合の議論を踏まえ、国内での調査研究を進め、具体的な成果として実現すべく、各国と緊密に連携しながら取り組んでまいります。